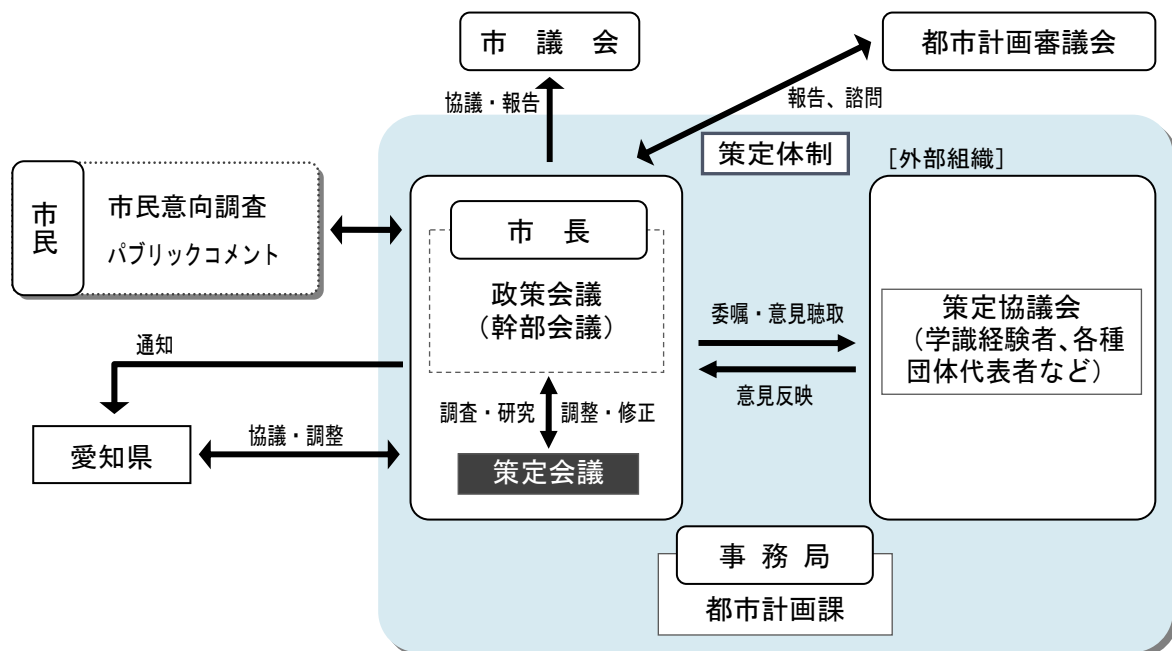


参考資料

(1) 策定体制

計画策定に当たっては、庁内職員で構成する「政策会議」及び「策定会議」にて全庁的な検討体制を構築し、計画の作成を行いました。また、多角的な視点による意見を把握し、実行性のある計画とすることを目的に、学識経験者、各種団体代表者、市民の代表者などで構成する「策定協議会」を設置し、各種計画に係る助言を受けながら検討を進めました。

そのほか、市民の意見を反映するため、市民意向調査、パブリックコメントを実施し、市議会へ協議などを行いました。



■ 策定体制

(2) 策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の2の規定に基づく本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく本市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「都市計画マスタープラン等」という。）を市民と行政が協働で策定するため、江南市都市計画マスタープラン等策定協議会（以下「策定協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画マスタープラン等に関し、市民の意向を反映するため、策定協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調整及び修正に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定協議会は、委員16人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 国の関係行政機関又は県の職員

2 策定協議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、第1回協議会については市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に、協議会への出席及び資料の提供等を要請することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 江南市都市計画マスタープラン策定協議会設置要綱(平成19年10月1日施行)

(2) 江南市緑の基本計画策定協議会設置要綱(平成21年6月1日施行)

3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(3) 策定協議会委員名簿

(平成 29 年度)

(敬称略・順不同) ◎は会長、○は副会長

区分	氏名	役職名等
学識経験者	◎加藤 幸治	第6次江南市総合計画市民会議第1分科会 会長
団体代表	○杉浦 賢二	江南商工会議所 副会頭
学識経験者	伊藤 由香	愛知江南短期大学 学長
学識経験者	平林 野江	元江南市教育委員会 委員
団体代表	小川 隆史	愛知北農業協同組合 常務理事
団体代表	稲山 光正	フラワーパーク江南友の会 会長
団体代表	近藤 博之	名鉄バス株式会社 取締役
市民代表	伊神 卓	草井地区 代表区長
市民代表	牧田 二郎	宮田地区 代表区長
市民代表	澤野 康樹	古知野区 区長
市民代表	三ツ口 和男	布袋区 区長
愛知県職員	八田 陽一	愛知県建設部都市計画課 課長
愛知県職員	桜井 種生	愛知県建設部公園緑地課 課長
愛知県職員	水野 悦司	愛知県一宮建設事務所 企画調整監

[オブザーバー]

氏名	役職名等
菅原 賢	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官

(平成 30 年度)

(敬称略・順不同) ◎は会長、○は副会長

区分	氏名	役職名等
学識経験者	◎加藤 幸治	第 6 次江南市総合計画市民会議第 1 分科会 会長
団体代表	○杉浦 賢二	江南商工会議所 副会頭
学識経験者	伊藤 由香	愛知江南短期大学 学長
学識経験者	平林 野江	元江南市教育委員会 委員
団体代表	小川 隆史	愛知北農業協同組合 常務理事
団体代表	靱山 光正	フラワーパーク江南友の会 名誉会長
団体代表	吉岡 実	名鉄バス株式会社 運行課長
市民代表	伊神 卓	草井地区 前代表区長
市民代表	岡地 廣明	松竹区 区長
市民代表	暮石 浩章	古知野区 区長
市民代表	三ツ口 和男	布袋区 前区長
愛知県職員	片山 貴視	愛知県建設部都市計画課 課長
愛知県職員	桜井 種生	愛知県建設部公園緑地課 課長
愛知県職員	水野 悦司	愛知県一宮建設事務所 企画調整監

[オブザーバー]

氏名	役職名等
地下 調	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官

(令和元年度)

(敬称略・順不同) ◎は会長、○は副会長

区分	氏名	役職名等
学識経験者	◎加藤 幸治	第6次江南市総合計画市民会議第1分科会 会長
団体代表	○杉浦 賢二	江南商工会議所 副会頭
学識経験者	伊藤 由香	愛知江南短期大学 学長
学識経験者	平林 野江	元江南市教育委員会 委員
団体代表	小川 隆史	愛知北農業協同組合 常務理事
団体代表	稲山 光正	フラワーパーク江南友の会 名誉会長
団体代表	吉岡 実	名鉄バス株式会社 運行課長
市民代表	伊神 卓	草井地区 元代表区長
市民代表	中村 進	松竹区 区長
市民代表	暮石 浩章	古知野区 前区長
市民代表	三ツ口 和男	布袋区 元区長
愛知県職員	片山 貴視	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 課長
愛知県職員	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 課長
愛知県職員	小野口 勝久	愛知県一宮建設事務所 企画調整監

[オブザーバー]

氏名	役職名等
地下 調	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官

(4) 策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働で策定する都市計画に関する基本的な方針、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「都市計画マスタープラン等」という。）を、上位計画等を踏まえ立案をするため、江南市都市計画マスタープラン等策定会議（以下「策定会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画マスタープラン等に関し、市民の意向を反映するため、策定会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調査、研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調整、修正に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は都市整備部長、副議長は都市計画課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項に規定する者のほか、国の関係行政機関又は県の職員を構成員として市長が委嘱することができる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 構成員は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出て、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 江南市都市計画マスタープラン策定会議設置要綱（平成19年10月1日施行）
 - (2) 江南市緑の基本計画策定会議設置要綱（平成21年6月1日施行）
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

■別表（第4条関係）

議長	都市整備部長
副議長	都市計画課長
構成員	商工観光課長
構成員	農政課長
構成員	環境課長
構成員	高齢者生きがい課長
構成員	福祉課長
構成員	健康づくり課長
構成員	土木課長
構成員	建築課長
構成員	防災安全課長
構成員	下水道課長
構成員	水道課長
構成員	地方創生推進課長
構成員	秘書政策課長
構成員	行政経営課長
構成員	こども政策課長
構成員	教育課長
構成員	生涯学習課長
構成員	スポーツ推進課長

(5) 会議などの開催経緯

月 日	種 別	内 容
7月11日	都市計画審議会	・ 計画策定の概要説明について
8月10日	策定会議	・ 計画策定の概要説明について ・ 市民意向調査について
8月22日	政策会議	・ 市民意向調査について
9月15日	建設産業委員協議会	・ 計画策定の概要説明について ・ 市民意向調査について
10月5日 ～10月20日	市民意向調査	・ 満18歳以上の市民3,000人を対象に実施
10月12日	策定協議会	・ 計画策定の概要説明について ・ 市民意向調査について
11月1日	都市計画審議会	・ 市民意向調査について
11月20日	策定会議	・ 市民意向調査結果について ・ 現況調査結果及び課題について
11月27日	政策会議	
12月13日	建設産業委員協議会	
12月26日	策定協議会	
1月25日	策定会議	・ 基本的な方針について
2月13日	政策会議	
3月12日	建設産業委員協議会	
3月19日	策定協議会	
3月23日	都市計画審議会	

平成
29
年度

月 日	種 別	内 容	
平成 30 年 度	5月8日	都市計画審議会	・平成29年度における取り組みについて
	5月17日	策定会議	・誘導区域の設定方針について
	5月29日	政策会議	
	6月20日	建設産業委員協議会	
	7月3日	策定協議会	
	8月6日	策定会議	・都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について
	11月14日	策定会議	・誘導区域及び誘導施設の設定について
	1月25日	策定会議	
	3月19日	策定会議	・誘導区域及び誘導施設、誘導施策の設定について

月 日	種 別	内 容
5月28日	策定協議会	・誘導区域及び誘導施設、誘導施策の設定について
7月3日	策定会議	・目標数値及び評価方法の設定について
7月19日	都市計画審議会	・立地適正化計画の素案について
8月2日	策定協議会	・目標数値及び評価方法の設定について
8月19日	全員協議会	・序章（立地適正化計画について）から 第3章（基本的な考え方）までについて
9月25日	政策会議	・パブリックコメント前の素案について
10月1日	全員協議会	
10月7日 ～11月7日	パブリックコメント	—
12月4日	策定会議	・パブリックコメント結果について
12月23日	策定協議会	
1月14日	政策会議	
1月29日	全員協議会	
1月29日	都市計画審議会	・立地適正化計画の諮問
3月31日	公表	—